

# 令和6年度 事業別行政経営計画書

所属名	監査委員事務局	予算科目	2-6-1-(3)
事業名	監査事務事業		

## ■基礎情報

目的	公正で合理的かつ能率的な町の行政運営確保と違法、不当の指摘と指導に重点をおき、町の行財政の適法性、効率性、有用性を検証する。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・定期監査、行政監査、財政援助団体等監査、工事監査、随時監査に関する事務</li><li>・住民監査請求、議会・町長等の要求に基づく監査に関する事務</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・例月出納検査に関する事務</li><li>・決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査に関する事務</li></ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・決算審査、定期監査等で指摘された課題や問題点が、指摘した時点では改善されるが、また繰り返される。</li><li>・部署あるいは担当者により、事務の取組みに差がある。</li></ul>	
令和6年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>・決算審査、定期監査等で指摘された課題や問題点を全庁的に共有するために、行政経営会議やグループウェアを活用する。</li><li>・年度当初に財政援助団体等の監査計画を策定する。</li><li>・内部統制導入に向けた情報収集や対応を検討する。</li><li>・近隣市町や監査事務研究会等で情報交換を図り、課題の解決に努める。</li></ul>	

## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営					
	基本政策	第2節	行財政経営					
成果 指標								
	H26 実績 値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 実績値	R6 実績値	R7 目標値

## ■ 3年間の目標

目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査委員からの指摘事項に速やかに対応できる体制づくり</li> <li>・ 内部統制導入に対する対応を検討する</li> </ul>					
項目(単位)	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 目標	R8 目標	

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査委員からの指摘事項に速やかに対応できる体制づくり</li> <li>・ 内部統制導入に対する情報収集</li> </ul>
R8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監査委員からの指摘事項に速やかに対応できる体制づくり</li> <li>・ 内部統制導入に対する情報収集</li> </ul>

## ■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
毎月	20日～25日頃前後 例月出納検査(3日～18日事前調査、資料確認)
4	財政援助団体調査表及び各団体の前年度収支報告等の提出依頼 法定受託事務調査書提出依頼 決算審査の実施通知及び審査調書の提出依頼
5	財政援助団体調査表及び収支報告書等の内容確認 法定受託事務調査書の内容確認
6	決算審査調書の内容確認
7～8	決算審査の事前調査及び決算審査の実施 決算審査意見書の作成
9	財政援助団体等監査の実施通知及び資料の提出依頼
10～11	財政援助団体等監査の事前調査 財政援助団体等監査の実施及び監査結果報告書の提出 定期監査の実施通知及び監査調書の提出依頼
12	工事監査の実施通知及び監査資料の提出依頼 次年度監査実施方針の検討 工事監査の実施及び監査結果報告書の提出 定期監査の事前調査及び監査の実施 定期監査結果報告書の提出 次年度監査実施方針の作成

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 監査委員からの指摘事項のうち、全庁的に周知することが必要と判断した事項については、グループウェアに掲載し、軽微なものや他の部署では発生しないものについては、直接担当課に注意、指導を行った。また、定期監査や決算審査に向けて実施する事前調査の中で、指摘後の改善や進捗状況を確認した。
- ・ 11町1村監査事務研究会において、積極的に情報交換を行い、監査手法について検証した。

## ■ 評価

- ・ 監査委員からの指摘事項について、直接担当課に状況を確認した結果、真摯に受け止め、業務の改善に取り組んだ部署があった一方、前年度も同じ指摘を受けているのも関わらず、業務改善に繋がらない部署もあり、指摘事項に対する取組みに差が見受けられ、引き続き、啓発を行う必要があると判断した。
- ・ 年度当初に監査計画を査定することで、各課において、早期の意識付けに繋がった。
- ・ 11町1村監査事務研究会において、情報交換を行った結果、本町の監査については、どこにも引けを取らない監査を実施していることが分かり、現行の監査手法を大幅に見直す必要は無いと判断した。
- ・ 内部統制制度の導入について情報収集を実施した結果、本制度は県と指定都市以外は努力義務である事もあり、愛知県の町村において、現在導入または近く導入予定の町村は無かった。引き続き情報収集を実施し、今後の対応を検討していく。